

自動車リサイクル法 引取業者

登録の申請の手引き

1 申請書の作成等

- (1) 使用済自動車の引取業を行おうとする事業者は登録申請が必要です。
- (2) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表により必要書類が全て揃っているか確認のうえ、ご提出ください。
- (3) 提出部数は3部（正本1部、副本2部）と申請者の控え用の返信用封筒です。
(控えが不要な場合は2部（正本1部、副本1部）のみをご提出ください。)

※申請書は郵送でも受け付けます（事前にご連絡願います。）

・上記の必要書類・部数を同封の上、環境政策課までお送りください。

2 登録申請手数料

- (1) 引取業者 **登録手数料 4,000円**
 登録の更新申請手数料 3,500円
- (2) 手数料は、手数料収納窓口でのお支払い又は電子納付で納入できます。
※手数料収納窓口では現金やクレジットカードなどによる支払いが可能です。
 - ・手数料収納窓口設置場所（詳細は[県ホームページ](#)でご確認ください。）
富山県運転教育センター、高岡運転免許更新センター、
各警察署（14か所）、富山県庁

※電子納付をする場合は、[富山県電子申請サービス](#)による申請手続きが必要となりますので、希望される場合はご相談ください。

3 提出先

富山県生活環境文化部環境政策課
〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング 8階
TEL 076-444-3140（直通） FAX 076-444-3480
(富山県庁本庁舎から仮移転していますのでご注意ください。)

令和7年8月
富山県生活環境文化部環境政策課

引取業の登録 提出書類一覧表

[引取業者] 申請者名 _____ 事業所名 _____

	書類	様式	チェック欄
1	引取業登録（登録の更新）申請書	様式第一	
2	申請者が法第 45 条第 1 項の各項に該当しない者であることを誓約する書面（欠格要件に該当しないことの誓約書）	別紙 1	
3	本人確認書類 （申請者が個人の場合）住民票 ※ <u>本籍地</u> （外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。以下同じ。 （申請者が法人の場合）法人登記簿謄本 ※更新の場合は、 <u>履歴事項全部証明書</u> が必要です。	-	
4	（申請者が未成年であり、その法定代理人が個人の場合） 法定代理人の住民票 （申請者が未成年であり、その法定代理人が法人の場合） 法定代理人の法人登記簿謄本	-	
5	申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次のいずれかを提出） （申請書の記載例の 1 を選択して記入した場合）確認方法を記載した書類 ※ 「残存フロン類の確認方法」の添付でよい。 （申請書の記載例の 2 を選択して記入した場合） 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する物の資格を説明する書類 ※ 自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講終了証の写し 等 ※ （申請者が法人の場合）有資格者が役員と異なる場合は、申請者との関係が分かる資料を提出。（雇用証明書、従業員証明書 等） ※ 有資格者が常駐していない場合は、選択不可。	-	
6	申請手数料 新規登録申請手数料 4,000 円 登録更新申請手数料 3,500 円 手数料は、手数料収納窓口でのお支払い又は電子納付で納入できます。 ※ 電子納付をする場合は、 富山県電子申請サービス による申請手続きが必要となりますので、希望される場合はご相談ください。	-	

※ 住民票や登記簿謄本などの公的機関が発行する証明書は、発行から 3 ヶ月以内のものを添付すること。

※ 登録時から名称、住所、代表者、役員等に変更があった場合は、変更届出（様式第二）の提出が必要です。（p9 (4)、p11～13 を参照してください。）

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 登録 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

富山県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

(ふりがな) 名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

--

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第一（第四十六条関係）

記載例

※更新申請の場合のみ
現在の登録情報を記入

引取業者 ~~登録~~ 申請書
登録の更新

該当しない方を消す

富山県知事 新田 八朗 殿

住所・氏名は登記簿、住民票どおり記載すること

(郵便番号) XXX-XXXX
住 所 富山県〇〇市〇〇町 XX 番 XX 号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

申請する日を記入

※登録番号	20161XXXXXX
※登録年月日	平成〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の~~登録~~（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
ひきとり ごろう 引取 五郎	代表取締役
ひきとり たろう 引取 太郎	取締役
ひきとり はなこ 引取 花子	監査役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

(ふりがな) 名 称	〇〇〇〇株式会社 高岡営業所
所 在 地	(郵便番号) 098-7654 富山県高岡市〇〇町 XX-XX 電話番号 XXXX-XX-XXXX

事業所が複数ある場合は、行を追加してそれぞれの名称、所在地等を記入する。別紙に記載しても良い。

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

次のうち、いずれかを選択して記入してください。

1 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。

(残存フロン類確認方法の書類を添付してください。)

2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

(自動車整備士等の資格証の写しを添付してください。)

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

私は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項各号に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

富山県知事

殿

誓 約 書

登録申請者及びその役員は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項各号に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

富山県知事

殿

残存フロン類の確認方法

事業所名：_____

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否か確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

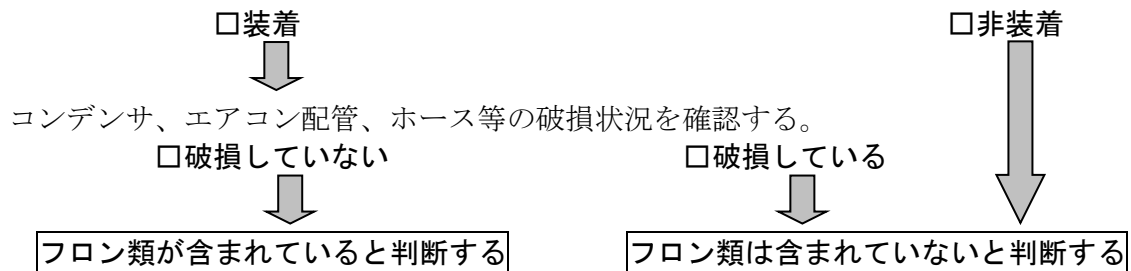
■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



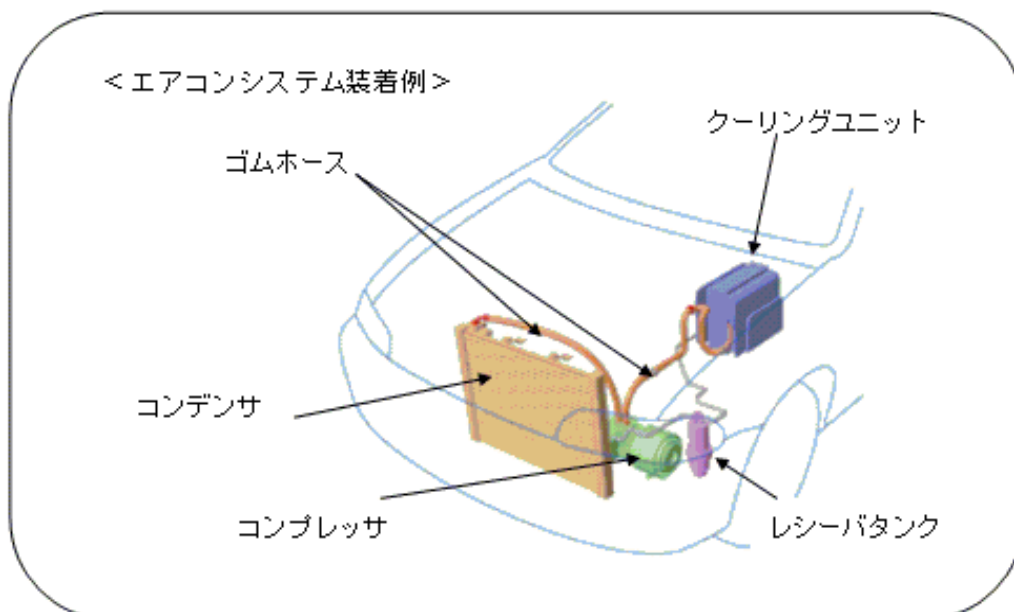
■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認する。



■必要に応じて、以下により確認

- ☐使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- ☐実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



引取業者の登録後の手続き等について

(1) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

電子マニフェストによる移動報告やリサイクル料金の収納等を行うため、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要になります。

- ・登録に関する問い合わせ先

自動車リサイクルコンタクトセンター 業者登録グループ

電話番号：050-3786-7755

(2) 標識の掲示

事業所ごとに、引取業者であることを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

- ・標識の大きさは、縦横それぞれ 20cm 以上のものとします。

- ・標識には、氏名又は名称、登録番号を記載するものとします。

※フロン類回収業者等の標識と兼ねて 1 つにまとめた標識とすることや、A 4 版以上の大きさであれば、県知事等からの許可証自体を掲示して標識としても問題ありません。

【標識作成例】

●●自動車株式会社 △△事業所	
引取業者登録番号	2016100××××
フロン類回収業者登録番号 回収するフロン類の種類	2016200××××
	CFC/HFC
解体業許可番号	2016300××××
破碎業許可番号 事業の範囲	2016400××××
	破碎前処理(圧縮及びせん断)

また、常時雇用する従業員の数が5人以下である場合又は自ら管理するウェブサイト
を有していない場合を除き、同様の事項を自ら管理するウェブサイト上に掲載する
必要があります。

(3) 登録更新（様式第一）

5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

(4) 変更届出（様式第二）（記載例は p13, 14）

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届出書を提出しなければなりません。

提出部数は3部（正本1部、副本2部）と返信用封筒です。

（申請者用の控えが不要な場合は2部（正本1部、副本1部）のみをご提出ください。）

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

【添付書類】

- ・（個人の場合）住民票

※ 本籍地（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。

（法人の場合）法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- ・ 欠格要件に該当しないことの誓約書

イ 事業所の名称及び所在地

【添付書類】

- ・ 欠格要件に該当しないことの誓約書

ウ 役員の氏名（法人の場合）

【添付書類】

- ・ 法人登記簿謄本（**履歴事項全部証明書**）
- ・ 欠格要件に該当しないことの誓約書

エ 使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

（例えば、使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がいなくなったため、代わりに使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合）

【添付書類】

- ・ 使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類
- ・ 欠格要件に該当しないことの誓約書

※ 住民票や登記簿謄本などの公的機関が発行する証明書は、発行から３ヶ月以内のものを添付すること。

（５） 廃業等の届出（県施行規則様式第１号）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から **30 日以内に廃業等届出書を提出**しなければなりません。

提出部数は３部（正本１部、副本２部）と申請者用の返信用封筒です。

（控えが不要な場合は２部（正本１部、副本１部）のみをご提出ください。）

該当する事項	届 出 者
ア 引取業の廃止	引取業者であった、個人又はその法人を代表する役員
イ 死亡	その相続人
ウ 合併による法人の消滅	その法人を代表する役員であった者
エ 破産による法人の解散	その破産管財人
オ 合併及び破産以外の理由による法人の解散	その清算人

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（役員変更の場合）

引取業者変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 新田 八朗 殿

(郵便番号) XXX-XXXX

住 所 富山県〇〇市〇〇町 XX 番 XX 号

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 XXX-XXX-XXXX

平成〇〇年〇月〇日付け第20161XXXXXX号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	代表取締役 〇〇 〇〇 取締役 △△ △△ 取締役 □□ □□ 監査役 ×× ××	代表取締役 〇〇 〇〇 取締役 △△ △△ 監査役 ×× ××
変更の理由	役員改選のため 【添付書類】 ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・ 欠格事項に該当しない旨の誓約書	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（名称・住所変更の場合）

引取業者変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 新田 八朗 殿

（郵便番号） XXX-XXXX
 住 所 富山県〇〇市〇〇町 XX 番 XX 号
 氏 名 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

平成〇〇年〇月〇日付け第20161XXXXXX号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	・ 名称 〇〇株式会社 ・ 住所 富山県射水市〇〇町〇番〇号	・ 名称 株式会社△△ ・ 住所 富山県高岡市△△町△番地
変更の理由	・ 統合による社名変更 ・ 本社移転のため 【添付書類】 ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は住民票 ・ 欠格事項に該当しない旨の誓約書	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 1 号（県施行規則第 4 条関係）

引取業（フロン類回収業）廃業等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名
電話番号 〕

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 48 条第 1 項第 号（第 59 条において準用する同法第 48 条第 1 項第 号）に該当することとなつたので、同項の規定により次のとおり届け出ます。

登録番号	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由	死亡 ・ 合併 ・ 破産開始手続の決定 ・ 解散 ・ 廃止
届出者と当該登録業者であつた者との関係	相続人 ・ 役員 ・ 破産管財人 ・ 清算人 ・ 本人

備考 該当する不動文字を○で囲むこと。

引取業（~~フロン類回収業~~）廃業等届出書

令和〇〇年〇月〇日

富山県知事 新田 八朗 殿

届出者 住 所 富山県〇〇市〇〇町 XX 番 XX 号
氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号 XXX-XXX-XXXX

A、B、C 欄については、次頁の
表を参考に、あてはまるものを記
入・選択してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 48 条第 1 項第 **A** 号（~~第 59 条において準用す
る同法第 48 条第 1 項第 一 号~~）に該当することとなったので、同項の規定により次のとおり届
け出ます。

登録番号	20161XXXXXX
廃業等の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
廃業等の理由	B 死亡 ・ 合併 ・ 破産開始手続の決定 ・ 解散 ・ 廃止
届出者と当該登録 業者であった者の 関係	相続人 ・ 役員 ・ 破産管財人 ・ 清算人 ・ C 本人

該当するものに○
（次項参照）

備考 該当する不動文字を○で囲むこと。

	A	B	C（届出者）
死亡した場合	1	死亡	相続人
法人が合併により消滅した場合	2	合併	役員 （その法人を代表する役員であつた者）
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	3	破産開始手続の決定	破産管財人
法人が合併及び破産開始手続決定以外の理由により解散した場合	4	解散	清算人
引取業を廃止した場合	5	廃止	本人 （引取業者であつた個人、又は引取業者であつた法人を代表する役員）